

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 6 日

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

移動系防災行政無線 一式

(2) 調達案件の仕様、契約条項等

「入札説明書」で示す仕様等とします。

(3) 納入期限

令和 8 年 12 月 28 日 (月)

(4) 納入場所

津島市役所 (愛知県津島市立込町 2 丁目 21 番地)

(5) 入札方法

ア 事後審査型一般競争入札

イ この入札は、あいち電子調達共同システム (物品等) のサブシステムである電子入札システム (以下「電子入札システム」という。) により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律 (平成 12 年法律第 102 号) に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書及び商業登記法 (昭和 38 年法律第 125 条) に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード (以下「IC カード」という。) が必要です。その他入札参加資格等についての詳細は、津島市競争入札参加資格審査申請要領【物品供給・その他業務】によります。

・アドレス

<https://www.city.tsushima.lg.jp/shisei/zaisei/nyuusatsukeiyaku/R6-7nyuusatsubuppin.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分 10 に相当する金額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から開札の日までの期間において、津島市暴力団排除条例 (平成 23 年津島市条例第 3 号) 第 7 条の規定により入札参加が認められない者に該当

しない者であること。

- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、津島市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 開札時まで、物品の製造等の契約に係る津島市競争入札参加資格者名簿（令和8年4月から令和10年3月）「01. 物品の製造・販売」のうち「30. 通信機器」に登録されているものであること。
- (5) 令和3年4月1日以降で、東海4県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）内の国又は地方公共団体に、上記（4）で示した種目又は同種の工事請負について契約実績を有すること。
- (6) その他地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき、津島市が定める資格（事業所の所在地に関する必要な資格を除く。）を有する者であること。

3 入札説明書の交付方法

(1) 入札説明書の交付方法

電子入札システムの稼働時間内に、同システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

- ・アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日午前8時から午後8時までです。

(2) 入札期間

令和8年7月14日（火）午前9時から7月16日（木）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は（1）のとおり）。

(3) 開札の日時及び場所

令和8年7月17日（金）午前11時
津島市 危機管理課

(4) 問合せ先

津島市 危機管理課
津島市立込町2丁目21番地（郵便番号496-8686）
電話番号0567-55-9594（直通）

4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

津島市財務規則（平成元年津島市規則第11号）第119条第1項第2号の規定により免除。

(3) 契約保証金

津島市財務規則（平成元年津島市規則第11号）第135条第4項に該当しな

い場合は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金が必要となります。

(4) 入札の無効

財務規則第 121 条（入札の無効）の規定に該当する入札は、無効とします。

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 4 時までの間に、競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格を証明する書類（以下「証明書類」という。）を電子入札システムにより、提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3（1）のとおり）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

【注】「2 競争参加資格」(5)の契約実績を証する書類は、原則として契約書の写し（契約金額部分の黒塗り可）とします。電子入札システムでのファイル添付ができない場合は、期日までに津島市危機管理課へ持参又はメールにより提出してください。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第 116 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを利用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることはできません。

イ 詳細は、入札説明書によります。